年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1	今回	のち	\sim ++	4.生	ÉΜ	畑亜
Ι.	- 5101	תאנט	つゼ	ハノマ	キひノ	似天

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

厚生年金関係 9件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

国民年金関係 1件

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は28万円、申立期間②は29万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和50年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月10日

② 平成 15 年 12 月 26 日

私がA社に勤務した期間のうち、申立期間における標準賞与額の記録が無いことが分かったので、申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の平成 15 年の所得額及び社会保険料控除額は、申立人の同年におけるオンライン記録により算出した所得額及び社会保険料控除額よりも高額であることが、B税務署が提出した申立人に係る 15 年分給与所得の源泉徴収票から確認できる。

また、A社の当時の事業主は、申立人に対し、申立期間①においては標準 賞与額 28 万円に、申立期間②においては標準賞与額 29 万 9,000 円に見合う 額の賞与を支払い、厚生年金保険料を当該賞与から控除した旨を回答してい る。

さらに、当時の事業主が提出した資料には、申立人を含む複数の同僚の申立期間における賞与額及び厚生年金保険料控除額が記載されており、記載された賞与額及び厚生年金保険料控除額を見ると、複数の同僚が所持している賞与明細書と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(申立期間①は28万円、申立期間②は29万9,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間②に係る賞与は、C金融機関が提出した申立人に係る取引履歴調査結果から、A社が破産宣告を受けた後の平成17年10月20日に、厚生年金保険料等を控除した後の金額が振り込まれていることが確認でき、この点について、当時の事業主が15年の冬季賞与の支給日は同年12月26日であると回答していることから、申立期間②に係る賞与は同日に支給されるものであったと判断できる。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する 義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所で はなくなっている上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保管してい ないと回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことか ら、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して 行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いこ とから、行ったとは認められない。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和38年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月16日から同年4月1日まで

私は、昭和36年4月1日にA社C事業所(現在は、A社D事業所)に入 社し、申立期間においても継続して勤務していたにもかかわらず、38年3 月16日から同年4月1日までの厚生年金保険の記録が無い。

昭和38年3月頃に上部機関の名称が変更されたが、勤務地や勤務内容は変わらず、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社が提出した在職証明書及び同社の回答から 判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し(昭和38年3 月16日に同社D事業所から同社B事業所に異動)、当該期間に係る厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者原票の昭和38年4月の記録から、2万円とすることが妥当である。

一方、A社B事業所は、オンライン記録によれば、昭和38年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかしながら、同社B事業所は申立期間当時法人事業所であり、同社の事務担当者が、同年3月16日時点の在職者数は153

人であったと供述していることから、申立期間において同社B事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社B事業所は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所(当時)に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和58年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月31日から同年4月1日まで 私は、A社のB事業部に勤務していたが、同事業部が昭和58年4月にC 社となったため、勤務地や勤務内容は変わらないまま同社に移籍した。

A社とC社は関連会社であり、私は申立期間においても継続して勤務したので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び申立人と同様に昭和58年4月に同社B事業部からC社に移籍したとする複数の同僚の回答から、申立人が申立期間において、A社及びC社に勤務していたことが認められる。

また、前述の複数の同僚は、A社B事業部からC社に移籍したが、全員が 勤務地及び業務内容に変更は無く、継続して勤務していた旨述べている。

さらに、A社は、「本来、昭和58年4月1日とすべき申立人の当社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を、誤って同年3月31日として社会保険事務所(当時)に届出を行った。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康 保険厚生年金保険被保険者原票の昭和 58 年2月の記録から、24 万円とする ことが妥当である。 なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は前述のとおり、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たと回答しており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和58年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和58年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月31日から同年4月1日まで 私は、A社のB事業部に勤務していたが、同事業部が昭和58年4月にC

社となったため、勤務地や勤務内容は変わらないまま同社に移籍した。

A社とC社は関連会社であり、私は申立期間においても継続して勤務したので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び申立人と同様に昭和58年4月に同社B事業部からC社に移籍したとする複数の同僚の回答から、申立人が申立期間において、A社及びC社に勤務していたことが認められる。

また、前述の複数の同僚は、A社B事業部からC社に移籍したが、全員が 勤務地及び業務内容に変更は無く、継続して勤務していた旨述べている。

さらに、A社は、「本来、昭和58年4月1日とすべき申立人の当社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を、誤って同年3月31日として社会保険事務所(当時)に届出を行った。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康 保険厚生年金保険被保険者原票の昭和 58 年 2 月の記録から、28 万円とする ことが妥当である。 なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は前述のとおり、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たと回答しており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和58年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和58年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで 私は、A社のB事業部に勤務していたが、同事業部が昭和 58 年 4 月に C

社となったため、勤務地や勤務内容は変わらないまま同社に移籍した。

A社とC社は関連会社であり、私は申立期間においても継続して勤務したので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び申立人と同様に昭和58年4月に同社B事業部からC社に移籍したとする複数の同僚の回答から、申立人が申立期間において、A社及びC社に勤務していたことが認められる。

また、前述の複数の同僚は、A社B事業部からC社に移籍したが、全員が 勤務地及び業務内容に変更は無く、継続して勤務していた旨述べている。

さらに、A社は、「本来、昭和58年4月1日とすべき申立人の当社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を、誤って同年3月31日として社会保険事務所(当時)に届出を行った。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康 保険厚生年金保険被保険者原票の昭和 58 年2月の記録から、20 万円とする ことが妥当である。 なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は前述のとおり、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たと回答しており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和58年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和58年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月31日から同年4月1日まで 私は、A社のB事業部に勤務していたが、同事業部が昭和58年4月にC 社となったため、勤務地や勤務内容は変わらないまま同社に移籍した。

A社とC社は関連会社であり、私は申立期間においても継続して勤務したので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び申立人と同様に昭和58年4月に同社B事業部からC社に移籍したとする複数の同僚の回答から、申立人が申立期間において、A社及びC社に勤務していたことが認められる。

また、前述の複数の同僚は、A社B事業部からC社に移籍したが、全員が 勤務地及び業務内容に変更は無く、継続して勤務していた旨述べている。

さらに、A社は、「本来、昭和58年4月1日とすべき申立人の当社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を、誤って同年3月31日として社会保険事務所(当時)に届出を行った。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康 保険厚生年金保険被保険者原票の昭和 58 年2月の記録から、26 万円とする ことが妥当である。 なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は前述のとおり、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たと回答しており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和58年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

九州 (熊本) 厚生年金 事案 5222

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を 24 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険 料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和56年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月13日

A社から平成19年8月に賞与が支給されたが、標準賞与額の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、 標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行 われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及 び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、 これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 申立人が提出した夏季賞与明細書及び申立期間に係る申立人名義の金融機関の預金取引明細表により確認できる賞与の振込額から判断すると、申立人は、A社から当該期間に係る賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の夏季賞与明細書により確認できる保険料控除額から、24万4,000円とすることが妥当である。なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答を得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らか

でないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

九州(福岡)厚生年金 事案 5223

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①、②、③、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は 66 万円、②は 29 万3,000円、申立期間③は 33 万円、申立期間⑤は 55 万円、申立期間⑥は 29 万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険 料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月11日

- ② 平成17年9月30日
- ③ 平成17年12月22日
- ④ 平成18年5月15日
- ⑤ 平成18年8月3日
- ⑥ 平成18年10月13日

申立期間①においてはA社及び申立期間②から⑥までにおいてはB社からそれぞれ賞与が支給されたが、当該期間の標準賞与額の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、 標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行 われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及 び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、 これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 申立期間①については、申立人が提出した夏季賞与明細書及び当該期間

に係る申立人名義の金融機関の預金取引明細表により確認できる賞与の振 込額から判断すると、申立人は、A社から当該期間に係る賞与を支給され、 厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認めら れる。

また、当該期間に係る標準賞与額については、前述の夏季賞与明細書により確認できる保険料控除額から、66万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は関係資料を保管しておらず不明である旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

3 申立期間②、③、⑤及び⑥については、申立人が提出した決算賞与明細書及び賞与明細書並びに当該期間に係る申立人名義の金融機関の預金取引明細表により確認できる賞与の振込額から判断すると、申立人は、B社から当該期間に係る賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額については、前述の決算賞与明細書等により確認できる保険料控除額から、申立期間②は29万3,000円、申立期間③は33万円、申立期間⑤は55万円、申立期間⑥は29万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答を得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

4 申立期間④については、申立人が提出したB社の「平成18年4月分給与明細書」(平成18年5月15日支給)では、4月分の給与と共に申立期間④に係る賞与額の記載が確認できるものの、控除された厚生年金保険料額は当該月の標準報酬月額に基づく保険料額と同額であることから、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

また、申立人が提出した平成 18 年分給与所得の源泉徴収票に記載された 社会保険料額について検証を行ったが、申立期間④に係る厚生年金保険料 は控除されていないことが推認できる。

このほか、申立人の主張する当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が、申立期間④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年 金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

九州(福岡)厚生年金 事案 5224

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②及び④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は 10 万円、申立期間④は 50 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和32年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日

② 平成16年12月15日

③ 平成17年4月

④ 平成17年8月11日

申立期間においてA社から賞与が支給されたが、当該期間の標準賞与額の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、 標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行 われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及 び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、 これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 申立期間②及び④については、それぞれ申立人が提出した冬季賞与明細書及び夏季賞与明細書並びに当該期間に係る申立人名義の金融機関の預金取引明細照会により確認できる賞与の振込額から判断すると、申立人は、A社から当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額については、前述の冬季賞与明細書及び夏季賞与明細書により確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立期間②は10万円、申立期間④は50万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は関係資料を保管しておらず不明である旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

3 申立期間①については、申立人が提出した賞与明細書及びA社が提出した平成15年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によると、同社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給されたことが認められるものの、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立期間③については、申立人が提出した「決算特別賞与」と記載された資料によると、A社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給されたことは認められるものの、当該資料には厚生年金保険料を含む各種控除額が記載されておらず、前述の預金取引明細照会において当該期間に係る賞与の振込額が確認できないことから、同社に照会したが当該期間に係る賃金台帳等の資料を得ることができず、厚生年金保険料の控除の事実について確認することができない。

このほか、申立人の主張する当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年 金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資 料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が、申立期間①及び③について、その主張する標準賞与額に基づく 厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはで きない。

九州(大分)国民年金 事案 2790

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年夏頃から平成 2年 10 月までの期間及び 5年 6 月から 8年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年夏頃から平成2年10月まで

② 平成5年6月から8年6月まで

申立期間①について、私の妻は、「昭和63年の夏頃に、地区の国民健康保険の集金人から、夫(申立人)を含め家族の国民年金への加入を勧められた。私は、老後のために夫の分だけはと思い、当時経営していた店舗において、夫の分のみの国民年金の加入手続を行った。また、国民年金保険料は、私が国民健康保険税と一緒に1か月又は2か月分をその集金人を通じて定期的に納付していた。」としている。

申立期間②について、私の妻は、「A市役所又は同市B支所において、 国民健康保険の加入手続とともに、夫の分のみの国民年金の加入手続を 行った。国民年金保険料の納付は、私がA市役所若しくは同市B支所にお いて又は集金人を通じて行っていた。」としている。

申立期間①及び②について、未加入期間とされており、国民年金保険料が納付済みとされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、基礎年金番号制度の導入前であることから、 申立人及び申立人の妻(以下「妻」という。)が当該期間の国民年金保険料 を納付したとする時期に納付するためには、国民年金手帳記号番号が払い出 されている必要があるが、オンライン記録では、申立人に対して、厚生年金 保険の記号番号は複数確認できるものの、国民年金の記号番号が払い出され た記録は確認できない。このことから、申立期間①及び②は、いずれも国民 年金の未加入期間であり、申立人及び妻は、当該期間の保険料を納付するこ とができなかったものと考えられる。

また、申立期間①について妻は、「経営していた店舗で、国民健康保険の集金人に私が夫の国民年金加入手続を行い、その集金人に1か月又は2か月おきに国民健康保険税と夫の国民年金保険料の、合わせて8万円弱ほどを定期的に納付していた。」と供述しており、妻が当該納付を行う際に居合わせた長女、次女及び妻の知人は、妻が女性の集金人に対し、国民年金保険料を納付していた様子を見たことがあると供述しているが、A市は、申立期間当時、国民健康保険税の徴収員(集金人)に対して、国民年金の加入手続や保険料の徴収等の業務を行わせていなかった旨回答している。

さらに、申立期間②について、妻は、A市役所若しくは同市B支所において又は地区の国民健康保険の集金人を通じて、当該期間に係る国民年金保険料を納付していた旨供述しているが、申立期間②に係る保険料の納付額や納付状況等について記憶が定かではない。

加えて、申立人及び妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに、申立期間の保険料を納付し ていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。